

答 申 第 9 0 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和7年4月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和6年7月22日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「みえ出逢い支援事業に関し、契約事業者以外のコンペ参加者の有無がわかる文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年8月1日付けで行った公文書部分開示決定について、取消しを求めるものである。

なお、実施機関は、非開示とした部分のうち一部を開示することが妥当であると判断を変更し、令和6年9月4日付けで当初決定の一部変更を行っており、当審査会では変更後の公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）の妥当性について審査するものとする。

3 本件非開示情報

実施機関が非開示とした情報であって、審査請求人が開示を求めている情報（以下「本件非開示情報」という。）は、条例第7条第3号（法人情報）を理由として非開示とした箇所である。

4 審査請求の理由

審査請求書において審査請求人は、コンペに参加した事業者名くらい開示してくれてもいいと思うと主張している。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

本決定において条例第7条第3号（法人情報）に該当するとして非開示としたのは、
ア 企画提案コンペの参加資格の確認を受けてコンペに参加したが、不採用となった事業者の特定につながる情報

イ 企画提案コンペの参加資格の確認を受けてコンペに参加したが、不採用となった事業者の提案内容に含まれる連携予定企業に関する情報

である。

アについては、不採用となった事業者名を開示することは、選定事業者との対比において評価が低かったことを明示することとなり、当該法人の社会的評価に影響を与えるおそれがある。

次に、イについては、不採用となった事業者の企画提案書に含まれている連携予定企業は、事業を受託した場合を想定した経営戦略上の情報であり、公にすることにより当

該法人の事業方針が明らかになることから、ア、イのそれぞれ当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、非開示が妥当と判断した。

また、ア、イともに公益上開示する必要性も認められないため、条例第7条第3号ただし書きにも該当しない。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられている。

(3) 条例第7条第3号（法人情報）の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとしたのは、「ア 企画提案コンペの参加資格の確認を受けてコンペに参加したが不採用となった事業者の特定につながる情報」及び「イ 企画提案コンペの参加資格の確認を受けてコンペに参加したが不採用となった事業者の提案内容に含まれる連携予定企業に関する情報」である。

ア 企画提案コンペの参加資格の確認を受けてコンペに参加したが不採用となった事業者の特定につながる情報

企画提案コンペの結果については、全参加者の総合点を、落札者以外の事業者名を伏せた状態で県ホームページにおいて公開している。

また、本決定においては、提案内容やより詳細な採点結果がわかる審査票を、

選定事業者以外の参加者名を非開示とした上で開示している。

審査会で確認したところ、評価項目には、企画内容といった提案に対するもののみならず、実現可能性や実施体制などといった当該事業者の評価につながるものが含まれていた。選定事業者以外の参加事業者名を開示すれば、各事業者の評価が明らかになることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため、本号本文に該当すると判断する。

イ 企画提案コンペの参加資格の確認を受けてコンペに参加したが不採用となった事業者の提案内容に含まれる連携予定企業に関する情報

連携予定企業については、不採用となった事業者と関連する企業が含まれており、不採用となった事業者の特定につながる可能性がある。また、一般的に事業者がどのような企業と連携するかということは、当該事業者の経験や知識等を基に、事業の効率的な運営等を目的として決定していると考えられ、これらの情報は法人の内部管理情報であるといえる。

したがって、開示することにより、法人の事業活動上の正当な利益を害すると認められるため、本号本文に該当すると判断する。

また、ア、イのいずれについても、人の生命、身体、健康又は財産を保護するために公にすることが必要であるとまでは認められず、同号ただし書にも該当しない。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 9 . 1 8	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 1 0 . 2 4	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 7 . 2 . 4	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和6年度第11回第1部会)
R 7 . 3 . 1 4	・ 審議 (令和6年度第12回第1部会)
R 7 . 4 . 1 5	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第1回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
※委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。